（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第六十条及び附則第六条の二の八中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改める。

附則第七条の三の二の次に次の一条を加える。

（一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことのある給付）

第七条の三の三　法附則第十三条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付は、平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当するときに支給を受けることができる同号に規定する給付とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表平成二十四年一元化法改正前国共済法の項中

第七十八条第一項、第七十八条の二第四項及び第七十九条第六項	組合員期間

を

第七十八条第一項	旧適用法人施行日前期間
第七十八条の二第二項第一号及び第二号	
第七十八条の二第四項及び第七十九条第六項	

に、

第九十七条及び第百三条第一項	組合員期間
	五年を経過した日
	十年を経過した日
	組合員期間

を

第九十七条及び第百三条第一項	旧適用法人施行日前期間

に

第十七条第三項第百三条第一	組合員期間
十一条第一項	この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については
十一条第二項	掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する

第十七条第三項第百三条第一	旧適用法人施行日前期間
	短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができる時から
	退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする

を改め、同条第二項の表平成二十七年改正前国共済令の項中

第十一条の七の三の二第一項	組合員期間
	受給権取得月前期間
第十一条の七の三の二第二項本文	次の各号のいずれかに該当する場合には
第十一条の七の三の二第二項第二号	被保険者等

を

第十一条の七の三の二第一項	組合員期間
	受給権取得月前期間
第十一条の七の三の二第二項	五年
	次の各号のいずれかに該当する場合には
第十一条の七の三の二第二項第二号	被保険者等
第十一条の七の三の二第三項	五年

第十一条の七の三の二第一項	旧適用法人施行日前期間
	受給権取得月前旧適用法人施行日前期間
	第二号に該当する場合にあつては同号
	被保険者等又は組合員若しくは地方の組合の組合員

を

第三項第一条	組合員期間
	旧適用法人施行日前期間

を

第九項及び	第百
	第百